

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1498号)

平成30年3月26日

横情審答申第1498号

平成30年3月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年1月10日道管第1274号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市内（18区内）の道路上に設置されてある需要家用の水道メーター箱と止水栓のうち、引込管と一体ではなく、単体で許可を出しているものに係る道路占用許可書と占用料に付て」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市内（18区内）の道路上に設置されてある需要家用の水道メーター箱と止水栓のうち、引込管と一体ではなく、単体で許可を出しているものに係る道路占用許可書と占用料に付て」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「市内（18区内）の道路上に設置されてある需要家用の水道メーター箱と止水栓のうち、引込管と一体ではなく、単体で許可を出しているものに係る道路占用許可書と占用料に付て」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年11月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

横浜市では、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号。以下「委任規則」という。）により、土木事務所が水道に関する物件の道路占用許可を行っている。本件処分にあたっては、道路局道路部管理課（以下「管理課」という。）が窓口となり、市内全18区の土木事務所（以下「土木事務所」という。）に本件審査請求文書の有無について確認を行ったが、保存されている文書においては、需要家用の水道メーター箱又は止水栓が単体で道路上に設置されている道路占用許可書は確認できず、本件審査請求文書は作成し又は取得しておらず保有していないとの回答があった。したがって、管理課が土木事務所を代表して非開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 文書が大量であり、検索に日時を要するとして開示決定等期間延長通知書を出したにもかかわらず、文書が存在しないとして非開示になったのはおかしい。

- (2) 現実、道路に水道メーター箱と止水栓が存在しており、道路整備等に問題がある。
- (3) 道路局は各区の土木事務所の所管であるのに、現状は道路占用物扱いにしていな
いのはおかしい。また、日々の道路管理者で土木事務所は動けない。
- (4) 当初、道路局は文書が存在しているかのように、市民に期待を持たせた。

5 審査会の判断

(1) 道路占用許可に係る事務について

道路に一定の工作物、物件及び施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して道路を使用する場合には、道路占用許可を受ける必要がある。道路を占有できる工作物等は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条で列挙されており、それらの工作物等のために道路を占有する場合には道路管理者の許可を受けなければならないこととされている。横浜市では、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「占用規則」という。）に基づき、道路占用許可に係る事務を行っており、占用規則では、占用の許可、占用許可の基準、占用許可の更新、占用物件の適正管理等について規定している。

横浜市において道路占用許可事務は、委任規則第1号により一部を除き土木事務所長に委任されており、本件に係る水道の給水装置に関する物件については土木事務所で、道路占用許可を行っている。

また、引込管を含む給水装置に関する道路占用申請手続は、給水装置工事の申込者が道路管理者に対して行うものであるが、横浜市では、申込者から道路占用手続き委任書により委任を受けた場合は、一部の例外を除き、水道事業管理者が必要な書類の提出を受けこの事務を代理して行っている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 開示請求書の記載等から、本件審査請求文書は、市内18区の道路に設置されている需要家用の水道メーター箱又は止水栓（以下「水道メーター箱等」という。）のうち、引込管と一体ではなく、単体で許可を出している道路占用許可書の施行政案及びその占用料に係る文書であると解される。

イ 実施機関は、本件審査請求文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないとして非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成し、又は取得しておらず、保有していな

いと説明しているため、当審査会で平成30年1月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 審査請求人は、平成28年9月28日に開示請求を行った際には、開示請求書に「市内（18区内）の道路上に設置されてある水道メーター箱と止水栓の道路占用契約書と占用料に付て」と記載していた。しかしながら、「道路占用契約書」という文書は存在しないため、審査請求人が求めている文書は「道路占用許可書」であると考え、平成28年10月6日に本人に電話で確認の上、「道路占用契約書」を「道路占用許可書」に訂正する補正を行った。

また、同時期に、審査請求人から道路管理者である管理課又は土木事務所が保有している文書を求めるとの申出があった。道路占用許可書の原本は申請者に交付するため、管理課又は土木事務所では原本を保有していない。したがって、道路占用を許可するための決裁文書に添付されている施行文案を、管理課又は土木事務所が保有している道路占用許可書であると解釈した。

- (イ) 開示請求があった当初、実施機関は、水道メーター箱等は、引込管を含む給水装置の付属物であるため、引込管を含む給水装置に関する道路占用許可書の施行文案（以下「給水装置道路占用許可書」という。）のうち、水道メーター箱等が設置されていることが確認できる文書及びその占用料に係る文書が本件開示請求に係る対象行政文書であると理解していた。よって、給水装置道路占用許可書を保有する土木事務所に、現存する給水装置道路占用許可書に係る決裁文書の中から、水道メーター箱等の設置が申請書の記載内容又は添付図面で分かる文書を検索するよう依頼する必要がある、その検索に日時を要することから、平成28年10月12日に開示決定等期間延長通知をした。

- (ウ) その後、平成28年11月2日に審査請求人と面談をした際に、審査請求人が求めている文書は「引込管と一体ではなく、単体で許可を出しているものに係る道路占用許可書と占用料に付て」とあるとの申出があったため、水道メーター箱等単体で許可を出している道路占用許可書の施行文案（以下「単体の道路占用許可書」という。）及びその占用料に係る文書を対象行政文書として特定した。

- (エ) 水道メーター箱等は、一般的には、水道の需要家の敷地内に設置されているものであり、道路占用許可を受ける必要はない。しかし、需要家の敷地内に水道メーター箱等を設置する場所がなく、やむを得ず、道路に水道メーター箱等

を設置している場合がある。この場合においても、水道メーター箱等は、引込管の付属物として取り扱っており、水道メーター箱等単体で道路占用許可を受ける必要はなく、道路占用許可申請書を提出する必要もない。したがって、水道メーター箱等単体の道路占用許可書は存在しない。

また、道路占用許可申請書を提出する必要がないことから、水道メーター箱等単体の道路占用料減免申請書等の占用料に係る文書も存在しない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関の説明によると、道路に存在する水道メーター箱等は、引込管の付属物であり、単体の道路占用許可書及びその占用料に係る文書は存在しないとのことであった。

(イ) 水道メーターは水道の使用量を計測するための機器であり、止水栓は故障時や補修時に水を止めたり、水量を調整したりする水栓であるため、水道管の本管から各戸に水を引き込む引込管と一体に設置されなければ、それ単体でその機能を果たすことができないものと考えられる。したがって、水道メーター箱等は引込管の付属物であるため、単体の道路占用許可書は存在せず、また、その占用料に係る文書も存在しないとの実施機関の説明は、不自然とまではいえない。

(ウ) なお、当審査会が実施機関に確認したところ、過去に水道メーター箱等に単体で道路占用許可をしている可能性が全くないとはいえないが、給水装置道路占用許可書の保存期間は10年であり、念のため現存する給水装置道路占用許可書に係る決裁文書の中で、水道メーター箱等が単体で設置されていることが確認できる文書について検索したが、そのような文書は確認できなかったとのことであった。

ウ 以上のことから、本件審査請求文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

(4) その他

ア なお、審査請求人は、実施機関が平成28年10月12日付で送付した開示決定等期間延長通知書の延長の理由において、文書が大量であり、検索に日時を要するとしているにもかかわらず、文書を保有していないとして非開示としたことはおかしいと主張している。

イ 実施機関は、当初、開示請求書の請求内容から、給水装置道路占用許可書のう

ち、水道メーター箱等が設置されていることが確認できる文書及びその占用料に係る文書が本件開示請求に係る対象行政文書であると考え、その検索に日時を要するとして、開示決定等期間延長通知をしている。その後、審査請求人の申出により、単体の道路占用許可書及びその占用料に係る文書を対象行政文書として特定し、存在しないため非開示としたのであって、この実施機関の対応は特段不自然とはいえない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年1月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年1月19日 (第206回第三部会) 平成29年1月24日 (第299回第一部会) 平成29年1月30日 (第307回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月8日 (第327回第二部会)	・審議
平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・審議
平成30年1月19日 (第329回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年2月9日 (第330回第二部会)	・審議
平成30年2月23日 (第331回第二部会)	・審議